

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 (第10次地方分権一括法案) の概要

第10次地方分権一括法案

「提案募集方式（※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容

【10法律を一括改正】

A 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲（1改正事項(1法律)）

- ・ 軌道経営者に対する運輸開始の認可等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲（軌道法）

B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（12改正事項(9法律)）

- ・ 地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直し（子ども・子育て支援法）
- ・ 地方議会議員選挙の立候補の届出に当たって、住所に関する要件を満たす者であると見込まれることを誓う旨の宣誓書の提出を求める見直し（公職選挙法）
- ・ 公害審査委員候補者の委嘱期間について、1年を超え3年を上限として都道府県が条例で定めることを可能に（公害紛争処理法）
- ・ 試験研究を行う地方独立行政法人が、設立団体の長の認可を受けて、出資等を行うことを可能に（地方独立行政法人法）
- ・ 地方独立行政法人が、設立団体の長の認可を受けて、本来業務及び附帯する業務に該当しない土地等の貸付けを行うことを可能に（地方独立行政法人法）
- ・ 子育て短期支援事業において児童を里親等に直接委託して実施することを可能に（児童福祉法）
- ・ 教育扶助(学校給食費等)について、代理納付の対象費用の範囲を見直し、地方公共団体の長に対して代理納付することを可能に（生活保護法）
- ・ みなし指定介護機関に係る指定の効力について、介護保険法に基づく「指定の効力の停止があったとき」に連動して停止する見直し（生活保護法）
- ・ 生活保護費返還金等に係る収納事務について、私人に委託することを可能に（生活保護法）
- ・ 市町村が森林の土地の所有者等に関する調査結果を林地台帳に反映することを可能に（森林法）
- ・ 町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県知事の同意廃止（都市計画法）
- ・ 不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止（不動産の鑑定評価に関する法律）

施行期日

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 直ちに施行できるもの | → 公布の日 |
| (2) (1)に依り難い場合 | → (1)以外の個別に定める日 |